

平成25年5月9日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 C E O 松 本 大
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、本日付の「委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、監督と業務執行の分離により、経営の透明性を確保し、より高い水準のコーポレート・ガバナンスの確立を目指すとともに、経営戦略を迅速に展開できる執行体制を構築するため、監査役会設置会社から委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、委員会設置会社への移行に必要な、委員会および執行役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

(2) 当社は、本日付の「株式の分割および単元株制度の採用に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成19年11月に全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日付をもって、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。

これに伴い、株式分割に伴う発行可能株式総数の変更（定款変更案第5条）、単元株式数の規定（同第6条）および議決権を有しない単元未満株主の権利に関する規定（同第7条）ならびに効力発生日に係る附則の新設等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成25年6月22日（土）
定款変更の効力発生日（予定）	
上記1.（1）に係る変更	平成25年6月22日（土）
上記1.（2）に係る変更	平成25年10月1日（火）

以 上

【お問合せ先】

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
経 営 管 理 部 高 崎 電 話 03-4323-8698

【別 紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,800,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>880,000,000</u> 株とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> 第6条 当社の単元株式数は100株とする。
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第6条～第10条 (条文省略)	第8条～第12条 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて <u>代表取締役社長</u> が招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて <u>代表執行役を兼務する取締役</u> が招集し、議長となる。 2 <u>代表執行役を兼務する取締役</u> に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
第12条～第16条 (条文省略)	第14条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第17条 当社に取締役 <u>9</u> 名以内を置く。	(取締役の員数) 第19条 当社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。
第18条～第19条 (条文省略)	第20条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により、 <u>代表取締役若干名</u> を選定する。 2 <u>取締役会は、取締役の中から、代表取締役会長及び代表取締役社長各1名その他の役付取締役を選定することができる。</u>	(取締役会長及び取締役副会長) 第22条 当社は、取締役会の決議により、 <u>取締役会長1名及び取締役副会長若干名</u> を選定することができる。 (削 除)
(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> が招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役社長</u> に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>予め取締役会の定める取締役</u> が招集し、議長となる。 2 <u>前項に定める取締役</u> に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>報酬委員会</u>の決議をもって定める。</p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第29条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集権者及び議長)</u> 第 34 条 監査役会は、常勤監査役が招集する。但し、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。 2 監査役会の議長は、監査役会が定めたところにより、常勤監査役がこれに任じ、常勤監査役に事故あるときは、予め監査役会の定める順序に従い、他の監査役が議長となる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u> 第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議)</u> 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数の決議をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 37 条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第 39 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>第5章 委員会</u> <u>(委員会の設置)</u> 第31条 当社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(委員会の構成)</u> 第32条 各委員会は取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。 2 監査委員会の委員は、当社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(委員の選定)</u> 第33条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(委員会の決議)</u> 第34条 各委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数の決議をもってこれを行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(各委員会に関する事項)</u> 第35条 各委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものの外、取締役会の定めるところによる。</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>第6章 執行役</u> <u>(執行役の員数)</u> 第36条 当社に執行役10名以内を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(執行役の選任)</u> 第37条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(執行役の任期)</u> <u>第 38 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後、最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>(代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第 39 条 当社は、取締役会の決議により、代表執行役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、執行役の中から、執行役社長 1 名その他の役付執行役若干名を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(執行役の報酬等)</u> <u>第 40 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議をもって定める。</u>
(新 設)	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>
(新 設)	<u>(執行役に関する事項)</u> <u>第 42 条 執行役に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものの外、取締役会の定めるところによる。</u>
第 6 章 会計監査人 第 41 条～第 43 条 (条文省略)	第 7 章 会計監査人 第 43 条～第 45 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 44 条 会計監査人の報酬等は、 <u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める</u>	(会計監査人の報酬等) 第 46 条 会計監査人の報酬等は、 <u>代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</u>
第 45 条～第 47 条 (条文省略)	第 47 条～第 49 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条 第 5 条の変更、第 6 条及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の変更の効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条 本附則は、前条の効力発生日をもってこれを削除する。</u>